

INTER JURIST

No.184

日本国際法律家協会

Email jalisa@jalisa.info

2015年5月1日発行

定価1000円

〒160-0007 東京都新宿区荒木町20-4-906 Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

JP番号: 01025777

■速報 平和への権利作業部会

□平和への権利・国連人権理事会作業部会第3会期に向けて「最後の作業部会になるか」

平和への権利国際キャンペーン実行委員会事務局長 笹本 潤 1

□資料1：議長提案「平和への権利の国連宣言」(英文)

4

□資料1：議長提案「平和への権利の国連宣言」(日本語訳)

6

□資料2：日本 NGO 案「平和に対する権利宣言草案」

8

□資料3：平和に対する権利国連宣言草案に対する意見書 日本弁護士連合会

10

□資料4：パパジョバンニ 23 他、国際 NGO 共同声明「平和への権利宣言に対する被害者からのアプローチ」

12

□院内集会報告：国連「平和への権利」と「戦争関連法案」勉強会レポート

13

日本国際法律家協会理事 田中俊

■国内問題

□現在日本の憲法状況

名古屋学院大学 飯島 滋明 24

□立憲フォーラムと法律家6団体との安全保障法制に関する意見交換会

日本国際法律家協会 大熊政一 30

□声明：与党合意に抗議し、閣議決定の撤回と、安全保障法整備の即時中止を求める法律家6団体の共同声明

32

□事務局長就任のあいさつ

日本国際法律家協会事務局長 長谷川 弥生 37

□活動日誌

38

□編集後記

38

■特集 第6回アジア太平洋法律家会議 (COLAP-VI)

□COLAP-VI 延期のお知らせ

16

□ネパール地震 緊急支援のお願い

18

□フィリピン人労働者の現状

フィリピン移民問題プロジェクトチーム 笹本潤 19

□韓国憲法裁判所による統合進歩党の解散命令判決について

IADL BUREAU MEMBER 笹本潤 21



平和への権利の署名を議長に(ジュネーブにて)

INTERJURIST

Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

E-mail jalisa@jalisa.info

20-6-906, Araki-town, Shinjuku, Tokyo 160-0007

Japan Lawyers International Solidarity Association

CONTENTS

No.184 May 1, 2015

■Breaking News: Human Right to Peace Working Group

- In Preparation for the United Nations Human Rights Council Open-Ended Working Group on the Right to Peace, 3rd Session:
'Will this be the last WG meeting?'
Jun SASAMOTO, Secretary-General, Japan Committee on Right to Peace 1
- Document 1: The New Text for the 3rd Session by the Chairperson-Rapporteur 4
□Document 2: Japan NGO Draft Declaration on the Right to Peace 8
□Document 3: The Written Statement for the 28th HRC of JFBA 10
□Document 4: NGO Statement to the Chairperson's Text Drafted by Papa Giovanni 12
- Citizen Meeting with Diet Members: Report about Seminar on the UN 'Right to Peace' and 'War-Related Bills'
Shun Tanaka, JALISA Border member 13

■Special Feature: 6th Conference of Lawyers of Asia and the Pacific (COLAP-VI)

- Notice of COLAP-VI Postponement 16
□Nepal Earthquake: Request for Emergency Aid 18
- Current State of Filipino Workers
Jun SASAMOTO, Philippine Migrant Issues Project Team 19
- On the Decision by Korea's Constitutional Court Ordering the Unified Progressive Party to Disband
Jun SASAMOTO, IADL Bureau Member 21

■Domestic Issues

- The Current Constitutional Situation in Japan
Shigeaki IJIMA, Nagoya Gakuin University 24
- Exchange of Opinions Between the Rikken Forum and Six Lawyers' Organizations on the National Security Legal System
Seiichi Okuma, JALISA President 30
- Statement: Joint Statement by Six Lawyers' Organizations Protesting the Ruling Party Accord and Seeking the Retraction of the Cabinet Decision and the Immediate Cessation of National Security Legislation 32
- Remarks on Assuming the Post of Secretary-General
Yayoi HASEGAWA, JALISA Secretary-General 37
- JALISA Diary 38
□Editorial Notes 38

速報

平和への権利作業部会

平和への権利・国連人権理事会作業部会第3会期に向けて 「最後の作業部会になるか」

平和への権利国際キャンペーン実行委員会 事務局長 笹本 潤

1, 作業部会第3会期

2015年4月20~24日にジュネーブ国連本部で平和への権利・作業部会第3会期が開かれた。第2会期では、No182, 183でお伝えしたようにNGOの奮闘により、第3会期まで部会を続行することができた。

2014年9月の国連人権理事会第27会期の決議 (A/HRC/27/L.15/Rev.1) では、

- (1) 2015年に宣言の完成を目的にして5日間の作業部会第3会期を開催する。
- (2) 国連人権高等弁務官事務所は作業部会が任務を全うするように必要な援助を行う。
- (3) 作業部会議長が、政府、地域グループ、関係者と作業部会第3会期前に非公式協議を行う。
- (4) 作業部会議長が、作業部会第1,2会期の議論、非公式協議をもとに、改訂された新草案を用意する。そして第3会期に先だててそれを提出する。
- (5) 各国政府、市民社会、他の利害関係者は、作業部会の作業に積極的かつ建設的に貢献すること。

ということが決まった。

作業部会は今までに、2013年2月に第1会期、2014年7月に第2会期が開かれ、今回の第3会期が、2015年の成立を目指すため、作業部会としては最終回になる予定である。

2, 2015年3月の国連人権理事会第28会期

2014年9月の人権理事会以降は、議長と各国政府の非公式の協議が行われていた。コンセンサス方式に基づいて、作業部会第3会期に向けての新条文案を、反対国・賛成国政府の意見を見ながら、詰めていっていたのだと思う。その結果があとで紹介する2015年4月に発表された新議長案となる。

非公式協議が行われている中、2015年3月の国連人権理事会第28会期では、日弁連とNGO パパジョバンニ23から意見書が提出された。

日弁連意見書(A/HRC/28/NGO/12-資料③)は、前回の作業部会第2会期に提出したものとほぼ同じで、

- (1) 平和を、原則や目的だけではなく、個人の権利と考えるべき。
- (2) 平和への権利宣言は、人権理事会で取り上げ、総会で決議されるべき。

(3) 宣言草案には、他の人権条約には見られない平和的な生活に関する人権を含ませるべき。

パパジヨバンニ23のNGO 共同意見書(A/HRC/28/NGO/150-資料④)は、被害者からのアプローチを強調した意見書だった。これは特に戦争の被害者からの権利のアプローチを強調するもので、集团的権利よりも個人的権利を強調する効果を持ち、集团的権利を含ませるかという(ラテンアメリカ・アフリカ) 議論を収束する狙いもあったように思われる。

これらのNGOからの意見書は、議長案を後押しする目的からのものだった。

第2会期に提出された議長案があまりに新たな権利性のない表現(「平和実現の文脈の中で生命の権利」という表現)で、NGOは失望していた。しかし、第2会期の審議の最後の方では、国連総会1978年決議のright to life in peaceが焦点となり、今回発表された議長案に、right to life in peaceを盛り込もうと動いていたようである。そのような情報を得たNGOが第28会期に意見書を作成して提出したのだった。

3, 作業部会第3会期に向けて

会期が始まる約1週間前に、作業部会議長案(資料①)が提出された。

今回の議長案の特徴は、

- (1) 前文が長く、第2会期の議長案よりは一定の進歩が見られること
 - ・国連総会の1978年決議、1984年決議が取り上げられた。
 - ・平和における生命の権利(right to life in peace)を取り入れた。
- (2) 条文本体は、第2会期の議長案と長さは変わらないが、違った表現になったこと
 - ・第1条は「everyone is entitled to enjoy peace」となったこと
 - ・同じく第1条でenjoy peace and securityとなったこと

第1条から権利「right」という言葉がなくなったのは、平和への権利というタイトル(right to peace)という言葉と違って議長のマンドート違反だし、新しい権利の創設という点で第2会期の議長案よりも後退したとも取れる。ただ、「be entitled」という表現は、たとえば世界人権宣言10条(公平な裁判を受ける権利)や自由権規約9条(刑事裁判を受ける権利)では、「be entitled」を日本語訳で「権利を有する」とされていることを考えるとギリギリの工夫なのかもしれない。

しかし、裁判・刑事手続上の権利は、裁判や刑事手続という制度があった上での権利なので、「制度上資格を(上から)与えられる」というニュアンスが強い。これに対し表現、思想良心の自由、生命への権利などは生まれながらの自然権と捉えられ、「right」という言葉がふさわしい。そういう点では、平和に関する権利を、上から与えられるような表現はやはり本来の「平和への権利」という考え方にふさわしくない。

そういう点では、今度の議長案はひじょうにあいまいな妥協的な表現といえる。これは欧米の先進国への配慮と、いくつかの死刑存続国が「right to life」という言葉を条文本体に入れるの

に否定的だったことがあったようだ。

NGO側の反応は、right to peaceの交渉をするのが作業部会のマンドートなのに、これでは作業部会のマンドートを逸脱しているのではないか、「be entitled」では、承認できないというのが、作業部会開会前の多くのNGOの意見のようである。

前回の作業部会議長案の1条が、「文脈の中での・・・生命の権利」と曖昧な表現で、賛成国やNGOから批判を受けたので、それよりは内容をもう少しいいものにしようというのが議長の考えだと思う。平和への権利の権利性をそもそも否定する欧米諸国に配慮した(しすぎた)のが、今回の新議長案の「be entitled」なのでしょう。

作業部会第3会期自体の詳しい報告は次回 interjurist に掲載予定であるが、今回の作業部会へ、平和への権利キャンペーン日本実行委員会から日本NGO案(資料②)を提出する。これは、平和的生存権を前面に押し出しており、諮問委員会案の重要部分を取り出した案であり、これを審議の中でもうまく利用できればと思う。この日本NGO案への賛同(Stand Up Campaign)は、団体が27、個人3、集まった。

また、個人署名の国連向けの署名は約3,000筆集まったので、これを今回の作業部会で作業部会議長に直接手渡ししようと思う。議論の中で紹介されるともっと効果的なだけけれど。

この作業部会第3会期の議論で今後の帰趨が決まるだろう。この議長案は議論の出発点にすぎず、この議長案の通りになるとは限らないのは第1会期、第2会期の条文が変わってきた実績からも明らかである。

今後は、コンセンサス方式でまとまりそうならば、6月の第29期国連人権理事会、年末の国連総会という流れで、国連宣言は成立する。そうでなければ、まだまだ賛成国、反対国、NGO間のもみ合いが続くことになるかもしれない。

(作業部会第3会期派遣メンバー：武藤達夫、飯島滋明、長谷川弥生、本庄美佳、笹本潤)

4、作業部会第3会期を終えて

作業部会については、議事録など詳しいことは次号で報告するが、本号では簡単に報告する。

議長案については、4条からなる条文よりも、前文についての議論に大半の時間が取られた。第1条の審議(第1巡)では、賛成国からは、権利性を明確にする提案がなされ、反対国は、権利性を認めず、むしろアメリカからは should be able to enjoy peace とより権利性が不明確になるような提案がなされた。本件の条文については、第2巡での議論はされず、結局不十分な議論のまま作業部会は終了し、最後の議長のまとめでは、「Everyone has the right to enjoy peace such that security is maintained」と、ほぼASEAN人権宣言と同じ表現が提案された。この中では「right」という表現にはなっているが、コンセンサスで一致したわけではない。

第29会期の人権理事会以降の国連の議論では、この議長のまとめをベースにした審議が進むのか、もう一度新しい草案の内容が誰かから提案されるのか、現時点では不明である。しかし、権利性の存否をめぐる議論で最も対立が激しい論点であることには変わりない。

資料1:議長提案「平和への権利の国連宣言」(2015.4.13)

[United Nations Declaration on the right to peace]

Preamble

The General Assembly,

Guided by the purposes and principles of the Charter of the United Nations,

Recalling the Universal Declaration of Human Rights and the International Covenants on Civil, Political, Economic, Social and Cultural Rights,

Recalling the Declaration on the Right to Development, the Millenium Declaration, including the Millenium Development Goals and the Vienna Declaration and Programme of Action,

Mindful of the Declaration on the Preparation of Societies for Life in Peace, the Declaration on the Right of Peoples to Peace and the Declaration and Programme of Action on a Culture of Peace,

Recalling that the Declaration on Principles of International Law concerning Friendly Relations and Cooperation among States in accordance with the Charter of the United Nations recognised that friendly relations among nations are based on the respect for the principles of equal rights, self-determination of peoples, territorial integrity, political independence, international cooperation, peaceful settlement of disputes, sovereignty and non-interference in domestic jurisdiction of any State,

Recalling that the Declaration on Measures to Eliminate International Terrorism recognised that acts, methods and practices of terrorism constitute a grave violation of the purposes and principles of the United Nations, which may pose a threat to international peace and security, jeopardize friendly relations among States, hinder international cooperation and aim at the destruction of human rights, fundamental freedoms and the democratic bases of society,

Recalling the determination of the peoples of the United Nations to practice tolerance and live together in peace with one another as good neighbors in order to save succeeding generations from the scourge of war, to reaffirm faith in fundamental human rights, and to promote social progress and better standards of life in larger freedom,

Recalling that peace and security, development and human rights are the pillars of the United Nations system and the foundations for collective security and well-being, and recognizing that development, peace and security and human rights are interlinked and mutually reinforcing,

Recognizing that peace is not only the absence of conflict, but also requires a positive, dynamic participatory process where dialogue is encouraged and conflicts are solved in a spirit of mutual understanding and cooperation,

Recalling also that the recognition of the inherent dignity and of the equal and inalienable rights of all members of the human family is the foundation of freedom, justice and peace in the world, and that freedom, justice and peace are prerequisites for the enjoyment of dignity and of the inalienable rights by all members of the human family,

Recalling that disregard and contempt for human rights have resulted in barbarous acts which have outraged the conscience of mankind,

Recalling in particular that everyone is entitled to a social and international order in which the rights and freedoms set forth in the Universal Declaration of Human Rights can be fully realized,

Recalling that all human rights are universal, indivisible, interrelated, interdependent and mutually reinforcing, and that the international community should treat human rights in a fair and equal manner, on the same footing and with the same emphasis,

Recalling that the United Nations contributes, through dialogue and cooperation, towards the prevention of human rights violations and abuses and prompt responses to human rights emergencies,

Recalling the world commitment to eradicate poverty and promote sustained economic growth, sustainable development and global prosperity for all and the need to reduce inequalities within and among countries,

Recalling the importance of prevention of armed conflict in accordance with the purposes and principles of the Charter and of the commitment to promote a culture of prevention of armed conflict as a means of effectively addressing the interconnected security and development challenges faced by peoples throughout the world,

Recalling that the full and complete development of a country, the welfare of the world and the cause of peace require the maximum participation of women on equal terms with men in all fields,

Recalling that since wars begin in the minds of human beings, it is in the minds of human beings that the defences of peace must be constructed,

Recalling also that the wide diffusion of culture, and the education of humanity for justice and liberty and peace are indispensable to the dignity of human beings and constitute a sacred duty which all the nations must fulfil in a spirit of mutual assistance and concern,

Recalling that a culture of peace is a set of values, attitudes, traditions and modes of behaviour and ways of life based on, among others, respect for life, ending violence and promotion and practice of non-violence through education, dialogue and cooperation and the right to development,

Recalling that a culture of peace is greatly enhanced when Governments, the United Nations system as well as other multilateral organizations increase considerably the resources allocated to programmes aiming at the establishment and strengthening of national legislation, national institutions and related infrastructure, which uphold human rights awareness through training, teaching and education,

Recalling further that respect for the diversity of cultures, tolerance, dialogue and cooperation, in a climate of mutual trust and understanding are among the best guarantees of international peace and security,

Recalling also that tolerance is respect, acceptance and appreciation of the rich diversity of our world's cultures, our forms of expression and ways of being human, as well as a the virtue that makes peace possible and contributes to the promotion of a culture of peace,

Recalling that every nation and every human being, regardless of race, conscience, language or sex, has the inherent right to life in peace,

Inviting solemnly all stakeholders to guide themselves in their activities by recognizing the supreme importance of practicing tolerance, dialogue, cooperation and solidarity among all human beings, peoples and nations of the world as a means to promote peace through the realization of all human rights and fundamental freedoms, in particular the right to life, and dignity. To that end, the present generations should ensure that both they and future generations learn to live together in peace and brotherhood with the highest aspiration of sparing future generations the scourge of war and ensuring the maintenance and perpetuation of humankind:

Article 1

Everyone is entitled to enjoy peace and security, human rights and development.

Article 2

States should respect, implement and promote equality and non-discrimination, justice and the rule of law and guarantee freedom from fear and want as a means to build peace within and between societies.

Article 3

The United Nations and specialized agencies, as well as international, regional, national and local organizations and civil society should take appropriate sustainable measures to act, support and assist in achieving the present Declaration.

Article 4

Nothing in the present Declaration shall be construed as being contrary to the purposes and principles of the United Nations. The provisions included in this Declaration are to be understood in the line of the Charter of the United Nations, the Universal Declaration of Human Rights and relevant international and regional instruments ratified by States.

資料1:議長提案「平和への権利の国連宣言」(日本語訳) (2015年4月13日発表)

前文

国連総会は

国連憲章の目的及び原則に照らし

世界人権宣言と市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約を想起し、

発展の権利に関する宣言、ミレニアム宣言、及びミレニアム開発目標やウィーン宣言と行動宣言を想起し、

平和的生存のための社会的準備に関する宣言及び人民の平和への権利に関する宣言、及び平和文化に関する宣言及び行動計画に注意して

国連憲章に従った諸国間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言が、国家間の友好関係は、権利の平等、民族の自決、領土保全、政治的独立、国際協力、紛争の平和的解決、主権、あらゆる国に対する内政不干渉の原則を尊重することに基づいている、と述べていることを想起し、

国際テロリズムに関する廃絶措置宣言が、テロリズムの行為、方法、実践は、国連の目的及び原則を深刻に侵害し、国際的平和及び安全に脅威を与え、国家間の友好関係を危険にさらし、国際協力を妨げ、人権、基本的自由、民主的社会の基盤を破壊することを目的としている、と認定していることを想起し、

国連において、寛容を実践し、平和のうちに互いによき隣人として共に生き、次世代を戦争の災難から遠ざけ、基本的人権を再確認し、より自由な人生のための社会的規範とよりよい基準を促進するために決定してきたことを想起し、

平和と安全・発展・人権が、国連システムの柱であり、集団的安全保障と福祉の基盤であることを想起し、発展・平和と安全・人権は相互に関係していて互いに補強しあうものであることを確認して、

平和は単に紛争のない状態ではなく、もっと積極的に精力的に参加するものであることを認識し、

継承した尊厳やあらゆる人々の平等と奪うことのできない権利を承認することは、世界の自由、正義、平和の基礎であり、自由、正義及び平和はあらゆる人々が尊厳や奪うことのできない権利を享受するために欠くことのできないものであることも想起して、

人権の無視や軽蔑は野蛮な行為を生み出し、それが人間の良心を踏みにじることを想起して、

とりわけすべての人は社会的及び国際的秩序の中に位置づけられ、この秩序の中では世界人権宣言において示された権利や自由が完全な形で想定されていることを想起し、

すべての人は普遍的で、孤立しておらず、相互に関係し、相互に依存し、互いに補強しあうのであって、国際社会は人権を公平で平等に、同じ地位にたつて、同じ重要度をもって扱わなければならないことを想起し、

国連は、対話と協力を通して、人権に対する侵害や虐待を予防し、人権の危機に迅速な対応を行ってきたこと想起し、

世界は、あらゆる人の貧困を撲滅し、持続的な経済成長、発展及び全世界的繁栄を促進することに責任を有し、また、各国の国内や国家間の不平等を減少させることに対する責任を有することを想起し

全世界の人々が直面している国連憲章の目的及び原則に従い武力紛争を予防する重要性、及び、相互的安全保障や開発を効果的に促進する方法として武力紛争を防止する文化を促進する重要性を想起し、

各国の十分な発展,世界の福祉や平和運動のためには,あらゆる分野において男性と同等の立場で女性の参加が必要であることを想起し,

戦争は人間の心の持ちようから始まったものであるから,平和の防御を構築するのも人間の心の持ちようによるものであることを想起し,

正義,自由及び平和のための文化や人権教育を広く普及することは,人間の尊厳のために欠かすことができないし,それにより,すべての国々が相互支援と協力の精神をもって果たさなければならない神聖な義務を果たすようになるものであることを想起し,

平和の文化は,人生に対する尊敬を基にした価値観,態度,伝統,行動様式,生き様の集合体であり,暴力を終わらせ,教育,対話や協力,発展の権利を通して非暴力を促進及び実践するものであることを想起し,

平和の文化は,各国政府や国連機構がその他の複数の国家による組織と同様に,国内法規制や国内機関や関係組織を組織して強化するための計画に資源を配分し,適切に活用すると,平和の文化が飛躍的に高まるものであることを想起し,

さらに,互いに信頼し理解しあう雰囲気における,文化の多様性に対する尊敬,寛容,対話と協力が,国際平和と安全保障の最善の保証であることも想起し,

寛容ということは我々の世界の文化や表現方法や人間は豊かな多様性を持っていることに対する尊敬であり,受容であり,賞賛であること,そして平和を実現し,平和の文化を促進するものであることを想起し,

あらゆる国とあらゆる人は,人種,信条,言語や性別にかかわらず,平和の中で生きる権利を有するものであることを想起し,

全ての者にその活動において,人権と基本的自由,とりわけ平和のうちに生きる権利,尊厳を理解し,寛容であること,対話や協力をする事,世界中のすべての人間,人々,国々と連帯することの決定的な重要性を認識して活動するよう奨励する。最後には,現在の世代は,次の世代が戦争の惨禍に巻き込まれず,人類を維持し不滅でいられるよう願いながら,自分たちと次の世代の両方が平和と友愛のうちに一緒に生きていることを学ばなければならない。

第1条

すべての者は,平和と安全,人権と発展を享受する権利(資格)を有する。

第2条

各国は,平等,無差別,正義,法の規範を尊重し,実行し,促進しなければならない。また,恐怖からの自由や社会の内外で平和を構築する要求を保証しなければならない。

第3条

国連や専門機関,国際的,地域的,国内及び国内地方における組織や市民社会は,この宣言を達成するために行動し,支援し,補強するための適切な措置を取らなければならない。

第4条

この宣言は,国連憲章の目的及び原則に反して解釈されてはならない。この宣言に含まれる規定は国連憲章,世界人権宣言,及び関連する国際的もしくは地域的規定で各国により批准されたものの趣旨に沿うように理解されなければならない。

(訳:長谷川弥生)

資料2：日本NGO案「平和に対する権利宣言草案」

序文

国際連合は、
 人々が互いに平和のうちに生きるという、すべての人々の共通の意思を再確認し、
 また、国際連合の主要な目的は、国際の平和及び安全の維持であることを再確認し、
 平和のうちに生きる権利は、世界人権宣言が規定する人の奪うことのできない尊厳に基づくことを確認し、
 国際連合憲章に定められた国際法の基本原則に留意し、
 すべての民族とすべての人は平和のうちに生きる権利を有する、と宣言した1978年12月15日の国連総会決議33/73を想起し、
 また、わたくしたち地球上のすべての人々は神聖な平和への権利を有する、と宣言した1984年11月12日の国連総会決議39/11を想起し、
 また、すべての人民は国内及び国際の平和と安全に対する権利を有する、と定めた人及び人民の権利に関するアフリカ憲章を想起し、
 また、ASEANのすべての人及び人民は平和を享受する権利を有する、と宣言した東南アジア諸国連合(ASEAN)人権宣言を想起し、
 また、平和への権利を定めた諸国家の憲法及び国内法を想起し、
 さらに、すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも慎まなければならないこと、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないことを想起し、
 武力行使の禁止は、諸国家の福祉、発展及び進歩、並びに、国際連合よって宣言された人権及び基本的自由の完全な実現にとって、主要な前提条件であることを確信し、
 核兵器の威嚇又は使用は、武力紛争に適用される国際法の規則、とりわけ人道法の原則及び規則に一般的には違反することを確認した、1996年7月8日の国際司法裁判所勧告的意見を考慮し、
 武力行使の全世界からの根絶は、核軍縮を含め、遅滞なく行われなければならないという、すべての人々の意思を表明し、

以下のとおり採択する。

第1条 平和への権利

1. すべての人は平和のうちに生きる権利を有する。人種、血統、国民的、民族的又は社会的出身、皮膚の色、性、性的指向、年齢、言語、宗教又は信念、政治的又はその他の意見、経済的境遇又は資産、多様な肉体的又は精神的機能、市民的地位、出生等による、いかなる差別も含んではならない。
2. 国は、個別的及び集合的に、平和のうちに生きる権利の主要な義務の担い手である。
3. 平和のうちに生きる権利は、普遍的、不可分、相互依存的、相互関連的なものである。

第2条 人間の安全保障

1. すべての人は、人間の安全保障に対する権利を有する。この権利は、すべての積極的平和の構成要素である恐怖及び欠乏からの自由を含む。すべての人は、集団殺害、戦争犯罪、国際法に違反した武力の行使、及び人道に対する罪から保護される権利を有する。
2. すべての人は、大量破壊兵器、化学兵器その他の国際法・国際人道法に違反するあらゆる兵器のない世界に生きる権利を有する。
3. 国は、平和地帯及び非核兵器地帯の創設及び推進を考慮するよう要求される。

4. 平和の建設及び維持には、女性の積極的かつ持続的な参加が要求される。平和維持活動には、ジェンダーの視点、とりわけ女性が平和のうちに生きる権利、が取り入れられなければならない。

第3条 平和教育及び研修

すべての人は、包括的平和教育及び人権教育への権利を有する。この教育は、すべての教育制度の基礎に置かれるべきであり、信頼、連帯及び相互尊重に基づく社会プロセスを生み出し、ジェンダーの視点を取り入れ、紛争の平和的解決を促進するものでなければならない。人権教育及び平和教育は、子どもが、個人として、また社会の活動的な構成員として、完全に発展するために不可欠である。

第4条 兵役に対する良心的拒否

兵役に対する良心的拒否は、世界人権宣言並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約に掲げられた思想及び良心の自由の表明である、とみなされなければならない。

第5条 発展及び環境への権利

1. すべての人は、発展への権利を有し、すべての人権及び基本的自由を完全に実現する経済的、社会的、文化的及び政治的発展に参加し、貢献し、これを享受する権利を有する。

2. すべての人は、危険な人為的干渉を受けない環境を含む、安全、清浄、かつ平和的な環境に対する権利、並びに持続的な発展に対する権利を有する。国、国際機構、その他社会の行動主体は、武力の行使が環境に及ぼす影響に対して責任を負う。

第6条 被害者、脆弱な人々及び難民

侵略、集団殺害、外国による占領、人種主義、人種差別、外国人差別主義その他の関連する形態の不寛容、アパルトヘイト、植民地主義及び新植民地主義の被害を受けたすべての者には、平和への権利の侵害を受けた被害者として、格別の注意を払わなければならない。すべての人は、国際法及び国際人権法の諸原則に従い、差別なく難民としての地位を求め、これを享受することができる。

第7条 義務及び履行

平和のうちに生きる権利の保持、促進及び履行は、すべての国の基本的な義務であり、かつ、国際連合憲章に定められた目的及び原則を実現するために国家間の協力を調和させる最も普遍的な機関である国際連合の基本的な義務である。平和への権利の実現のためには、国、国際機関、市民社会、企業及びすべての国際共同体一般からの包括的かつ積極的な貢献が要求される。

第8条 最終条項

1. この宣言のすべての条項は、いかなる国、集団又は個人に対しても、国際連合の目的及び原則に反して行動するいかなる権利をも与えるものではなく、また、国際人権法、国際労働法、国際人道法、国際刑事法、及び国際難民法の目的及び原則に反し、又はそれらを否定するものと解釈されるものではない。

2. この宣言の条項は、国内立法に従って形成され、もしくは国際法の適用をとおして形成される、平和のうちに生きる権利の効果的な実現にとってより一層効果的な他のいかなる規定の適用をも妨げるものではない。

以上

(訳：武藤達夫)

資料3: 平和に対する権利国連宣言草案に対する意見書

日本弁護士連合会

意見の趣旨

現在国連人権理事会で審議されている平和に対する権利国連宣言草案について、当連合会は、審議の基礎となっている人権理事会諮問委員会案に賛同する立場から、以下の意見を述べる。

- 1、平和を、国際社会の理念や目標として捉えるだけでなく、個人の権利として捉えなければならない。
- 2、平和への権利宣言は、人権理事会で決定され、総会で採択されるべきである。
- 3 平和に対する権利宣言草案においては、他の既存の国際人権条約に含まれてこなかった平和的生存に関する個別具体的な人権を含めるべきである。

意見の理由

1 平和を国際社会の理念や目標として捉えるだけでなく、個人の権利として捉えなければならない。

国際平和に関しては、国連の他の機関による対処や政府間協議に委ねればよく、権利として構成する必要がないという意見がある。

しかし、各国政府は国益や外交関係を優先させる傾向にあり、国連の他の機関による対処や政府間協議だけに国際平和の対処を任せると、諸個人の利益が軽視されるおそれがある。

日本国憲法は、「日本国民は、(中略) 政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」として、政府の行為によって戦争になった第2次世界大戦の教訓を踏まえて、憲法前文で全世界の国民の権利として平和のうちに生きる権利を宣言した。これは戦争の惨禍を繰り返さないためには、恐怖と欠乏から免れ、個人が平和のうちに生きる権利を確立することこそが重要であると表明したことにはほかならない。

これは戦争の被害者になりうる個人に平和のうちに生きる権利を確立することが、戦争の抑止につながるという考えである。このような権利があったため、実際に日本は第2次世界大戦後60年以上にわたって、戦争をしてこなかった。

全世界の国民が平和のうちに生きる権利を持つと宣言した憲法前文は、国際平和を達成する上で、平和を権利とすることが国際的にも求められていることを示している。

2 平和に対する権利国連宣言の採択について

平和に対する権利については、1978年の「平和のうちに生きる社会の準備宣言」国連総会決議、1984年の「平和に対する人民の権利」国連総会決議や、2008年以來の国連人権理事会における平和に対する権利促進決議など、国連の場において確認されてきた。

平和の問題は、もっぱら国連安全保障理事会で取り扱われるべきとの意見もある。しかし、平和の破壊によって影響を最も受けるのは、何よりもまず個人であるところ、安全保障理事会は諸国家間における平和の維持や実現を協議・決定する機関であって、個人の立場や利益が直接に反映される場ではない。また、平和に対する権利を個人の権利として保障することは、平和を求める個人の意思が民主的な過程を通じて平和を実現することを可能にするという重要な意義を有する。

したがって、平和に対する権利宣言は、国連人権理事会で確定され、国連総会で採択されるべきである。

3 平和に対する権利宣言草案においては、他の既存の国際人権条約に含まれてこなかった、平和的生存に関する個別具体的な人権を含めるべきである。

人間が戦争その他の恐怖にさらされることなく、平和のうちに生きる権利を持つことは、国際人権法においても長らく基本的な自由の一つとして承認されてきた。国連の成立に先立って、アメリカのフランクリン・ルーズベルト大統領の「4つの自由」と題した議会演説（1941年）の中では、「恐怖からの自由」が人間の主要な自由の一つとして提起された。そして、1948年に国連総会が採択した世界人権宣言は、その前文でなによりも、「言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言された」と謳っていた。同じ時期に日本が制定した日本国憲法が、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」(前文) と定めたことも、同じ流れの中に存在した。

他方で、世界人権宣言を具体化するものとして進められた国際人権規約をはじめとする人権条約においては、「恐怖からの自由」が具体化されてこなかった。人間が恐怖から自由であるためには、国家が戦争を行わないことを求める権利、国家が始めた戦争に巻き込まれない権利、紛争の予防や終結のために国家が行動することを求める権利、そして戦争によって受けた被害の救済を受ける権利など、少なからぬ人権が実現されなければならない。

しかしそれらの平和的生存に関する独自の価値を持つ権利は、国際人権法の中では、これまで具体化されてこなかった。

そこで、「恐怖からの自由」の実現のために、「平和のうちに生きる権利」や、そこから派生する個別具体的な人権が、宣言草案として起草され、承認されるべきである。そのことは、これまでの国際社会における実践や、各国内での実践により、支えられてきている。

国際社会における実践としては、次のようなものを挙げることができる。1969年の赤十字国際会議では、持続する平和を享受する権利を人権として宣言するイスタンブール宣言が採択された。1976年の国連人権委員会（当時）決議は、「何人も国際の平和と安全保障のうちに生存する権利を有する」として平和のうちに生きる権利を明言し、その後の1978年及び1982年の国連総会の決議も平和のうちに生きる権利を承認してきた。

各国内の実践としては、例えば、日本における「平和のうちに生存する権利」を具体的な権利として承認する裁判例が存在する。

自衛隊の基地周辺の住民が自衛隊基地は住民の平和のうちに生存する権利を侵害していると主張した長沼訴訟において、1973年の札幌地方裁判所判決は、平和のうちに生存する権利が憲法上の権利であると認めた。

自衛隊のイラク派遣の違憲性が問われた訴訟において、2008年の名古屋高等裁判所判決は、平和のうちに生存する権利の侵害を認定しなかったものの、平和のうちに生存する権利の内容について積極的な判断を行った。すなわち、「平和的生存権は、現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立しないことからして、すべての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底の権利である」とした。そして、戦争に巻き込まれない権利だけでなく、戦争行為に加担しない権利も平和的生存権の内容であるとした。

また、同じく自衛隊のイラク派遣が問題となった2009年の岡山地方裁判所判決は、平和的生存権の内容として、徴兵拒絶権、良心的兵役拒絶権、軍需労働拒絶権などがあると示した。

このように、日本の裁判における実践例では、平和のうちに生存する権利が裁判規範として機能しているものもある。

これらの日本の裁判例で認められた、平和のうちに生存する権利及びそこから派生する個別具体的な権利は、すでに国際人権法で承認されている人権に対し、独自の価値を付加することが可能な権利として承認されるべきである。平和に対する権利宣言草案においては、こうした他の既存の国際人権条約に含まれてこなかった平和的生存に関する個別具体的な人権が含まれるべきである。

以上

資料4: パパジョバンニ23他、国際NGO共同声明 (A/HRC/28/NGO/150)

平和への権利宣言に対する被害者からのアプローチ

パパジョバンニ23と共同署名したNGOは、平和への権利宣言の過程が2015年4月に開かれる予定の次の作業部会で最後を迎えると認識している。

この観点から、我々NGOは人権理事会に対して、平和への権利を宣言すること、戦争や紛争を武力で解決すること強く非難すること、戦争や紛争は相互理解や寛容、発展、人権の尊重、友好的な関係を通して積極的に消滅させていく世界で生きる権利が奪われてはならないものであることをくりかえして宣言すること、を要求する。

戦争や武力紛争の間は、強大で組織的な人権及び基本的自由に対する侵害がおきる。とりわけ、超法規的殺人、強制移動、行政による処刑、性的暴行、略奪、誘拐、大量逮捕、子どもの強制的徴用、失踪、殴打、拷問、恣意的拘束、強制労働、最低限の経済的活動（たとえば、水、食料、医薬品）の欠如が起きる。

さらに、戦争や紛争がなくても、世界中で何百万人の人々が国内外で増加する格差の結果、貧困、経済的搾取、市民的・政治的権利のみならず社会的・文化的権利の侵害に苦しんでいる。彼らは、多くの犠牲のうえにごく一部が利益を享受する、不公正で規制のない経済、間違った開発、経済モデルからくる構造的戦争の犠牲者である。

今日では、国際社会は、積極的に全世界の戦争や武力紛争を排除するための法的根拠を有し、国際法を尊重し、平和の文化やあらゆる人々及び国における友好関係を高めることによってそれが可能である。

市民社会の構成員として、我々には加盟国及び関係者に対して、武力紛争、直接的、構造的、文化的暴力の被害者の声を届ける義務がある。そしてこれらの被害者の人権が尊重され、保護されなければならない。

次のことを認識する必要がある。すなわち、平和は戦争がないだけの状態ではなく、発展や経済的・社会的公正と密接に関係する積極的な過程でもある。この観点から、3つの重要な柱が相互に補強しあっている。それは、一般の利益を志向する適正な経済、非暴力的方法による紛争の予防と解決、人権と平和の教育、である。

平和はすべての人権、発展の権利を含む人権の尊重のための必要条件である。どんな人権に対する侵害も平和に対する脅威である。我々は地球家族として、平和への権利の宣言が必要であることを主張する。

我々は、1978年に国連総会において反対票もなく採択された、平和的生存のための社会的準備に関する宣言の第1条を強く主張する。それはこのように述べる。「すべての国とすべての人々は人種、信条、言語や、性別に関わりなく、生まれながらにして平和のうちに生存する権利を有する。この権利を尊重することは、すべての人間にとって普遍的な関心事であり、大国も小国も全て国があらゆる分野において進展させなければならないものである。」

我々は、平和への権利を宣言する新しい案を望む。それは、この第3回公開作業部会において、議長から提案されるだろう。多くは戦争や武力紛争によって苦しむ人々に、より強く、より重要な影響力を有するものであるだろう。

我々は、すべての加盟国に対し、すべての人間の平和への権利を含む人権擁護を優先させる政治的意思決定を示すよう望む。また、宣言にはコンセンサス方式での決断ができるよう望む。これにより、世界中の人々は現実的な希望、平和だけが保証することのできる希望を得られるだろう。

(訳: 長谷川弥生)

院内集会報告：

国連「平和への権利」と「戦争関連法案」勉強会レポート

理事 田中 俊

2015年3月19日、衆議院第2議員会館にて、民主党近藤昭一議員と平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会の共催で、国連「平和への権利」と「戦争関連法案」勉強会が行われた（僭越ながら、小生が司会を担当）。

冒頭、近藤議員の主催者あいさつが行われる予定であったが、急用のため予定を変更、国連・平和への権利紹介ビデオが流され勉強会は始まった。

今回の勉強会の目玉は、お二人の学者の講演であった。

まず、最初に、国際法の立場から、関東学院大学准教授の武藤達夫氏から、「国際法および国連における『平和への権利』の意義」という題目で講演があった。武藤氏は、冒頭、現在、国連の人権理事会及び作業部会で展開されている「平和への権利」の議論は、人が平和を希求する権利を基本的人権として宣言することを企図している、と指摘。続いて、「国際法・国際人権法における『平和への権利』の意義」について触れ、第1に、国家間の法として発達してきた国際法であるが、人権を位置づけることにより、国家に埋没していた個人を国際法及び国際関係の前面に浮上させること（国家間における人の権利の承認）、第2に、概念上も法制度上も自由権と社会権に分断されていた人権の不可分性を承認し、人権実現のためには国際社会の構造自体の改善が必要であると認識させること（人権の不可分一体性・相互依存性の確認と人権に対する構造的アプローチ）、第3に、国連の柱である発展、平和及び人権の全ての領域に人権の視点を取り入れ、あわせて国連組織も改革すべきと認識させること（人権の主流化と国連改革、政策の見直し）に意義があると述べられた。

続いて、武藤氏は、「国連における『平和への権利』の意義」について触れ、第1に、安全保障に関する具体的な議論の機会を国連人権理事会にも与えることによって、市民社会にも開かれた民主的議論を促すということ（安全保障に関する議論の民主化）、第2に、安全保障に関する議論に人権条約上の法的基準を導入することによって、政策の決定及び実施に対する法の支配を強化すること（安全保障に関する法の支配の強化）、第3には、兵力の使用について少なくとも事後的に人権法からの評価を導入することで、違法な兵力の使用を抑止すること（人権の観点に基づく兵力使用の評価）に意義があると述べられた。

最後に、今後の展望として、国際法（とりわけ人権条約）に関連づけられた「平和への権利」を国連宣言として、採択することが出発点となると指摘し、講演を締めくくられた。

続いて、憲法の立場から、名古屋学院大学准教授で、戦争をさせない1000人委員会事務局次長の飯島滋明氏が、「平和への権利と戦争関連法案について」という題目で講演された。冒頭、飯島氏は、現在、自衛隊と米軍の軍事的一体化が進行していると指摘。パワーポイントで映像を見せながら、日米共同上陸作戦訓練や自衛隊が空母のようなヘリコプター搭載護衛艦を初め海外派兵型の装備を導入していることを明らかにし、自衛隊が海外で戦争をすることになれば自衛隊に死傷者が出て、志願者が減少すること予想され、その結果、徴兵制の導入も考えられること、また、徴兵以上に医師や看護師、運送業、建築業に携わる民間人を強制的に徴用することが問題になるであろうと述べられた。

次に、飯島氏は、集団的自衛権に触れ、集団的自衛権とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利であり、憲法9条のもとでは、集団的自衛権は認められないというのが60年近くわたる歴代自民党の憲法解釈であった。ところが、安倍内閣は、従来の憲法解釈を変更し、集団的自衛権は認められると閣議決定で解釈を変更し、安全保障の名のもとで、自衛隊法・防衛省設置法の改正、戦闘中の外国軍への「後方支援」を可能とする「恒久法」制定等戦争関連法案を整備しようとしていることを指摘した。また、安倍内閣の歴史認識のもと、日本が近隣諸国を脅威だと名指しし、軍備拡張政策を進めれば近隣諸国との関係はいったいどうなるのかと問題提起された。

さらに、飯島氏は、武力で平和は作れない。国連憲章では「武力行使の違法化」(国連憲章2条4項)が原則であり、「平和への権利」も「武力行使の違法化」を求める国際社会の流れの延長線上にあること、安倍政権が戦争できる国づくりに邁進することは、「平和への権利」の国際法典化の流れに逆行しているが、主権者である私たちは、こうした政治を認めるのが今問われていると述べられた。

最後に、弁護士で、平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会事務局長の笹本潤氏から、国連の議論の状況と運動の進展について報告があった。笹本氏によれば、平和への権利の法典化に賛成する国は、ラテンアメリカ、アフリカ、中東、アジアの諸国、反対している主な国は、アメリカ、ヨーロッパ諸国、韓国、日本で、反対国の巻き返して、法案の内容が諮問委員会の案からかなり後退したものとなり、予断を許さない状況であり、各国のNGOが法典化実現に向けて、意見を反映させることがカギとなるということであった。平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会の署名は、まだまだ少なく、積極的に運動を取り組まなければならないと述べた。

勉強会の参加者は、約20名であり、国会議員は、照屋寛徳議員（社民党）一人であり、井上哲士議員（共産）、辻本清美議員（民主）等秘書の方が数名顔を見せられたが、人数的には寂しいものがあった。講演の内容が非常に興味深く素晴らしいものであっただけに非常に残念であった。なお、井上哲士議員の秘書の方が、昨年6月10日の衆議院外交防衛委員会において、井上議員が、平和への権利法典化の問題を質問し、平和的生存権を有する憲法を持つ日本が、国連の議論の中で積極的役割を果たすべきであると質問されたことが報告された。

最後に、本年4月20日から同月24日までジュネーブで開催される平和への権利に関する作業部会（第3会期）に日本から参加する笹本、長谷川、飯島、武藤各氏が紹介され、4氏が決意を表明された。

今後も、法典化が実現するまで運動は続く。この運動は、9条をはじめとする日本国憲法の改悪を目指す勢力の策動に対するアンチテーゼであり、日本の右傾化に歯止めをかける戦いでもある。もっと性根を入れて頑張らなければと改めて思った。

2015年4月の作業部会の会期中に平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会で集めた署名3044通を作業部会議長に手渡すことができた。（作業部会報告はくわしくは次号で）



議長に皆さまの署名をお届けし、平和への権利を願う気持ちをお伝えしました。議長自らが受け取ってくださり、署名をご覧になっていました。

第6回アジア太平洋法律家会議 COLAP- VI

COLAP- VI 延期のお知らせ

JALISA 事務局長 長谷川 弥生
COLAP VI準備会事務局長 笹本 潤

2015年6月25~27日にネパールのカトマンズで開催される予定だったCOLAP VIは、ネパール大地震の被害により延期されました。再開日時は追ってお知らせいたします。

1 未曾有の大地震の発生

2015年4月25日、ネパールの首都カトマンズ北西約80kmを震源とするマグニチュード7.9の地震が発生しました。

当初は地震の被害について十分な報道がなされず、日本において被害の実態が把握できませんでした。またCOLAP VI日本準備会もネパール準備会のメンバーの安否すら不明で、連絡をとることができませんでした。

しかし日々被害者は増大し、5月1日時点で死者6000人以上、負傷者1万4000人以上の大惨事となっています。この被害はますます拡大することでしょう。いまだに救出されていない多くの被災者がいるなか、すでに地震発生から72時間を超えており、生存者救出の見込みはますます低くなっています。一日も早い救出を祈るばかりです。

2 COLAP VIの中止の決定

情報が不十分で混乱したなか、国際民主法律家協会 (IADL) とCOLAP国際準備会は、ネパールの弁護士と連絡をとりつつ、6月25日から開催予定であったCOLAP VIの開催について、早急に検討を始めました。当初は、被害の実態が分からず、もしかしたら、2か月後に予定どおり開催することも可能ではないか、との希望的観測もありました。

しかし皆の期待もむなしく、現地の被害の実態は予測以上にひどいものであることが明らかになり、ネパールでのCOLAP VIの開催は困難であることが誰の目にも明らかになりました。そして国際民主法律家協会、ネパール準備委員会、COLAP国際準備委員会はやむを得ず、COLAP VIの開催を中止するとともに、延期することにしました。

その決定を受けてJALISA及びCOLAP VI日本準備会は、5月1日に緊急の会議を開き、正式に日本代表団の派遣の中止を決定いたしました。

3 参加予定者の方へ

COLAP VIへの参加を予定して下さっていた皆様,とりわけ会議での発表にむけて準備して下さっていた皆様,今回は残念でした。しかしいつの日かネパールでCOLAPを実現するという思いは変わりません。再開できるようになったときにもどうぞご協力ください。

4 緊急支援

JALISA 及び COLAP VI日本準備会は,ネパールの被災者を支援するため,ネパール進歩的弁護士協会 (Progressive and Professional Lawyers Association;PPLA) がネパール弁護士会と共同して行う募金活動に積極的に参加することを決めました。被災者の緊急援助のために私たちができることは資金の提供ではないでしょうか。被災者の隅々まで資金や支援物資が届くように求めています。

この募金活動についてはすでにJALISAのメーリングリストやFacebookなどでお知らせしています。次頁に振込先を掲載しますのでぜひご協力ください。

5 ネパールへの連帯表明

JALISA 及び COLAP VI日本準備会はネパールのすべての被災者に対し,連帯を表明します。また復興したネパールでCOLAP VIが開催できるよう,支援します。

ネパール地震 緊急支援のお願い

日本国際法律家協会 会長 大熊 政一
COLAPVI日本準備会 事務局長 笹本 潤

去る4月25日、ネパール首都カトマンズ北西約80kmを震源とするマグニチュード7.9の地震が発生しました。

カトマンズだけでなくネパール全体で、日々、深刻な人的・経済的被害が拡大しており、5月1日時点で、死者6000人・負傷者1万4000人を超える犠牲者数が報道されています。ネパールの人口は約2650万人ですから、日本の人口に引き直すと2万8000人以上の死者が出ている計算になります。

のみならず、いまなお数千人にのぼる人々が、倒壊した瓦礫の下で救助を待ち続けています。国連の発表によれば、ネパールの人口の約30%にあたる約800万人が被災し、その約半数が子どもたちであるといわれています。

当会は、本年6月26、27日にカトマンズで開かれる予定の第6回環太平洋アジア法律家会議 (COLAPVI) に約40名の日本代表団を組織し、半年以上にわたって準備を進めてきました。日本代表団は、人権・平和・民主主義・経済発展の各分科会で、ヘイトスピーチ、移民・難民の権利、集団的自衛権行使容認による憲法九条の破壊の危機など喫緊の人権課題を提案・議論することを予定しており、また、アジア法律家組織の立ち上げの主導的役割を担うことが期待されていました。

しかし、かかる未曾有の被害により、国際民主法律家協会 (IADL) 及びネパール準備委員会、COLAP国際準備委員会とも協議のうえ、やむを得ず、日本代表団派遣中止とCOLAPVIの延期を決議しました。COLAPVIの再開催日時は追ってお知らせいたします。

ともにCOLAPVIの準備を行ってきた「ネパール進歩的法律家協会 (PPLA)」は、地震発生後、「ネパール弁護士会 (NBA)」と共同して、選択された地域において独自の救援活動を行う予定であることを表明し、そのための緊急支援をアジア各国の法律家団体に要請しています。

日本国際法律家協会は、ネパールの法律家及びネパールのすべての被災者との連帯を表明します。

そして、PPLA及びNBLの行動に賛同し、一人でも多くのネパールの人々の命と健康を守るべく、広く緊急支援金のよびかけをいたします。

下記口座にお振り込みいただければ、日本国際法律家協会を通じて、直接、全額をPPLAないしNBAの指定口座に送金します。また、支援金の執行状況についても、PPLAからの報告に応じてお知らせいたします。

必要な方は領収書を発行しますので、当会にメール又はファクシミリで請求してください。
皆様の積極的なご支援をお願いいたします。

ネパール地震 緊急支援のお振込先

郵便振込
口座名：日本国際法律家協会
口座番号：00170-1-91322

日本国際法律家協会

〒160-0007 東京都新宿区荒木町20-4-906
TEL 03-3225-1020 FAX 03-3225-1025
jalisa@jalisa.info <http://www.jalisa.info>

フィリピン人労働者の現状

フィリピン移民プロジェクトチーム 笹本潤

フィリピンのミгранテ・インターナショナルのブッチさんが、JALISAに来てから2年が経とうとしています。この間、ミ格蘭テ・インターナショナルでは各地域支部の確立など、多くの活動を展開してきました。

今回は、埼玉県蕨市にあるKAFINの活動の一部を紹介させていただきます。(KAFINレター、Spring 2015, Vol.29より)

フィリピン人移住労働者による国際移住労働者デーの開催

2014年12月18日、世界各地で暮らすフィリピン人移住労働者が国際移住労働者デーを開催した。多くの国で彼らに対する人権侵害が増加している。この日、彼らは自分たちの権利を守り、政府のスキandalと汚職によって疲弊した経済の徹底した改革を求めた。

何百人ものフィリピン人海外移住労働者 (OFW) とその家族、そして支援者たちが第7回国際移住労働者会議に参加するために集まった。そして大統領府に続くメンジョーラ橋のたもとで声をあげた。彼らは自分たちが何を求めているのかを表明し、アキノ政権を批判した。なぜなら同政権は、フィリピン人海外移住労働者 (OFW) の権利と海外移住労働者において急速に高まっているニーズを無視し続けているからである。「ミ格蘭テ」(世界で働くフィリピン人労働者を支援する国際的な組織) はアジア太平洋、北米、アフリカそしてヨーロッパに支部がある。この多様な支部のリーダーたちは、海外で働く仲間たちが直面する悲惨な状況について情報共有した。このような状況は彼ら、彼女たちが働く場で雇用者によってもたらされるものだけでなく、自分たちフィリピン政府の役人によってもたらされるものである。

ミ格蘭テ・インターナショナルによれば、少なくとも7000人のフィリピン人海外移住労働者 (OFW) が投獄され、そのうち213人は死刑判決を受けている。そして、そのほとんどは政府による法的支援を受けていない。サウジアラビアで働いていたカルリト・ラナ氏が斬首刑に処せられたのは、この悲惨な現状を示す一例である。より深刻な問題として、中東には経済的な問題のため祖国に帰国できないフィリピン人海外移住労働者 (OFW) たちが多くいるということを忘れてはならない。また、この地域では政治的な混乱のため、帰国を阻まれているフィリピン人海外移住労働者 (OFW) たちも多くいる。

ミ格蘭テ日本支部は、東京と大阪にあるフィリピン在日公館が、在日フィリピン人海外移住労働者 (OFW) の窮状改善のために十分な働きをしていないことを何度も指摘してきた。在日公館は多

額の手数料を請求するが、それに見合った十分なサービスを提供しているとはいえない。中部日本で暮らすフィリピン人は、5万人を超えると見積もられている。そのため十分な行政サービスを提供できる在日公館設置が必要とされているが、実現のめどはたっていない。すでに、そのための予算措置がなされ、フィリピン外務省に執行を求める法案を2012年にフィリピン議会が下院で議決している（決議2196）にもかかわらず実現していない。

政府は経済を喧伝しているものの、祖国を離れて酷使されているフィリピン人海外移住労働者（OFW）は国際移住労働者デーを祝えるような状態にはない。アキノ政権が促進、拡大し続けている労働力輸出政策のために毎日5千人を超えるフィリピン人が海外で仕事を見つけるために祖国を離れることを余儀なくされている。これは自分たちの暮らす地域経済に全く希望が持てないために引き起こされている。

すべてのフィリピン人が最低限の生活の必要をまかなえるだけの収入が得られるような仕事を見つけ、一般の大多数のフィリピン人家庭にまで経済成長の恩恵が及ぶようにならない限り、老若男女問わずフィリピン人は生き延びるために国外に目を向け続けるであろう。このことが大多数のフィリピン人にとって不幸のもとになっている。

世界中のミгранテ各支部はフィリピン社会における本当の変革を求め、粘り強い闘いを続けることを誓ってきた。その数は増え続けている。なぜなら問題は解決されず要求を続ける必要があるからである。

韓国憲法裁判所による統合進歩党の解散命令判決について

IADL BUREAU MEMBER 笹本 潤

パク・クネ政権になって以来、韓国では野党議員の国家保安法違反による逮捕など、反体制的な個人、団体に対する政治弾圧が強まっていた。そういう中で、2014年12月19日には韓国の憲法裁判所が、統合進歩党 (UPP) に対して解党命令を出した。

韓国憲法8条4項では、「政党の目的又は活動が、民主的基本秩序に違背するときは、政府は、憲法裁判所にその解散を提訴することができ、政党は、憲法裁判所の審判により解散される。」との政党解散の規定がある。統合進歩党は、前身が民主労働党であり、1980年代の韓国の民主化 (金大中、盧武鉉大統領時代) 以来の民主化の波を代表する政党であった。党首のキムジョンヒ (金正姫) も、元民弁弁護士で、2008年9条政界会議では法律家パネルで、韓国の先進的な平和的生存権の判決を堂々とスピーチしていた。

党首を先頭に、この間憲法裁判所で争ってきたが、憲法裁判所は、北朝鮮の思想に近いなどの理由で上記解散規定に基づき解散決定を出したのである。

IADLは直ちに2015年2月に声明を出した。IADLは、今後も、韓国における国際法廷や、自由権規定50周年記念イベントなどの開催を提案している。

韓国憲法裁判所による統合進歩党の解散命令判決に対する IADL 声明 国際民主法律家協会 (IADL) は、韓国憲法裁判所による統合進歩党の解散 決定は、国際人権の重大な違反となり、重大な懸念を表明する。

国際民主法律家協会 (IADL) は、国連経済社会理事会及び他の国連機関の協議資格を有する非政府組織である。IADLは、韓国を含む世界中に何千もの会員を有する。IADLは1946年に人権の保護を含む国連憲章の目的を促進するために創設された。

韓国の憲法裁判所は、統合進歩党 (UPP) を解散する意見を発表した。この行動は、民主的社会にとって重要である言論の自由、表現の自由、結社の自由の中核的な人権原則に違反するので、IADLは重大な関心を寄せざるをえない。

IADLは、この裁判所決定は、政党規制に関するウイーン委員会のガイドラインに言及されているが、その条項に従っていないと知らされた。このガイドラインは、「結社の自由、表現・意見の

自由は民主的社会が適切に機能するための基本的なものである。政党は、政治的表現を集团的にする手段として、このような権利を十分に享受することができなければならない。政党の結社の自由は、国の憲法や立法により保護を与えられなければならない。この保護には、民主主義が適切に機能する根本的な指標として、それを保護する義務だけでなく、権利としての宣言が、含まれるべきである。・・・政党の禁止や解散は、登録剥奪よりもひじょうに重大な干渉である。・・・このように国家が、政党を結成させないで解散もしくは禁止する機会は、極端な事件に例外的に厳格に運用、適用されなくてはならない。」と認めている。

IADLは、憲法裁判所決定の主たる理由が、1953年の休戦以来実現してこなかった朝鮮半島の平和のために対する要求など、UPPの立場に反対することに基礎を置いていると聞いている。

IADLは、私たちの会員である韓国の民主的社会のための弁護士会（民弁）が行った、表現と言論の自由に関する国連特別報告者に対する申立を支持する。

IADLは韓国当局にこの決定の見直しと、司法的な再検討、再考を要求する。

THE INTERNATIONAL ASSOCIATION OF DEMOCRATIC LAWYERS IS GRAVELY CONCERNED THAT THE DECISION OF THE CONSTITUTIONAL COUNCIL TO BAN THE UNITED PROGRESSIVE PARTY OF THE REPUBLIC OF KOREA VIOLATES CORE PROTECTIONS OF INTERNATIONAL HUMAN RIGHTS

The International Association of Democratic Lawyers (IADL) is a non-governmental organization with consultative status with ECOSOC and other UN Agencies. IADL has thousands of members in affiliates throughout the world, including South Korea. IADL was founded in 1946 to promote the goals of the United Nations Charter, including the protection of human rights.

The Constitutional Council of South Korea (Council) has issued an opinion banning the United Progressive Party (UPP). This action is a matter of grave concern to IADL because it violates the core human rights principles of freedom of opinion, freedom of expression, and freedom of association, which are critical to a democratic society.

IADL has been informed that the provisions of the Venice Commission Guidelines on Political Party Regulations have not been followed in making this decision even though the

Council made reference to these authoritative Guidelines. These Guidelines recognize “the rights to free association and free expression and opinion are fundamental to the proper functioning of a democratic society. Political parties, as a collective instrument for political expression, must be able to fully enjoy such rights. The right of political parties to free association should be accorded protection in a state’ s constitution or by parliamentary act. This protection should include both a statement of the right as well as the obligation for its defense as a fundamental precursor to the proper functioning of democracy . . . Prohibition or dissolution of a political party is a more serious interference than deregistration . . . Thus, opportunity for a state to dissolve or prohibit a political party from forming should be exceptionally narrowly tailored and applied only in extreme cases.”

IADL has been informed that the major basis for the decision of the Constitutional Council is its opposition to positions of the UPP, including the UPP’s desire to promote peace on the Korean Peninsula, which has not been realized since the cease fire of 1953.

IADL supports the complaint made to the Special Rapporteur on Freedom of Expression and Opinion which has been filed by our affiliate, Lawyers for A Democratic Society in South Korea. (MINBYUN)

IADL calls upon the appropriate Korean authorities to repudiate this decision and require judicial review and/or reconsideration of this decision.

国内問題

現在日本の憲法状況

名古屋学院大学 飯島 滋明

【1】はじめに

憲法98条1項では、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」とのように、憲法が「国の最高法規」であるとされている。憲法が最高法規とされているのは、「個人の尊厳」(憲法13条)、そして個人の権利・自由を手厚く保障しているからである。憲法第10章の「最高法規」の最初の条文である憲法97条で「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」という規定が置かれているのは、「犯すことのできない永久の権利」である「基本的人権」を保障しているからこそ、憲法が「国の最高法規」であることを示すためである。そして、個人の権利・自由を保障する憲法を権力者は遵守しなければならないという「立憲主義」が憲法の基本原理とされている。憲法99条では「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とのように、「憲法尊重擁護義務」が総理大臣や国会議員などの公務員に課されている。とりわけ「個人の尊重」に関する規定である憲法13条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とのように、「個人の尊厳」に対して「最大の尊重」をすることが「国権の最高機関」(憲法41条)である「国会」などの憲法上の義務とされている。では、安倍首相や国会議員などは「憲法尊重擁護義務」を遵守し、「個人の尊厳」「基本的人権」を尊重する政治をしているのだろうか。

【2】市民生活の現状

「18歳未満の子どもの6人に1人が貧困状態」。この状態こそ、一見すると豊かな生活を享受しているように思われている日本社会の実態である。貧困状態にある子どもだが、風呂も毎日入れない、食事も十分に採れない、ノートも十分に買うことができない、部活動もできないなどの状況になっている。貧困問題の研究者たちは、貧困が経済的な問題にとどまらないことを指摘する。たとえば子どもの貧困は「虐待やネグレクトの発生率にも関連する」¹ のであり、「残念ながら年間

約100人の子どもの命が虐待によって奪われています」²。健康面でも「貧困である場合とそうでない場合で、子どもの健康格差(病気の罹患率の差)が見られ」、「所得が低い家庭の子どもほど、通院率が低い傾向」があった³。子どもの貧困は「生活」や「生存」そのものすら脅かす。憲法26条では「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とされている。憲法26条にはさまざまな内容が含まれているが、能力があるにもかかわらず経済的事情で教育を受けることができない場合、能力に応じた教育を受けられるような教育上の施策を行うことが憲法26条の要請となっている。しかし、能力に応じて教育を受ける権利を保障するような国家制度を整備することはなされておらず、子どもの貧困は「教育」にも影を落としている。貧困状態にある子どもは大学などへの進学をあきらめざるを得ず、また、大学に入学できたとしても、経済的事情のために大学を辞めざるを得ない状況におかれたり、学費を稼ぐためにアルバイトに精を出さなければならず、勉強に専念できない学生が出ている。

ところで、「18歳未満の子どもの6人に1人が貧困状態」などという、驚がく的な状況になっているのはなぜか。その理由として、「ひとり親世帯の増加」とともに「働く親の所得の減少」⁴が挙げられている。厚生労働省のホームページにある、「非正規雇用」の現状と課題」の箇所⁵では、「非正規雇用労働者は、平成5年から平成15年までの間に増加し、以降現在まで緩やかに増加しています(役員を除く雇用者全体の36.7%・平成25年平均)」とされている。また、「正社員として働く機会がなく、非正規雇用で働いている者(不本意非正規)の割合は、非正規雇用労働者全体の19.2%となっています」という。より詳細にみると、「不本意非正規」労働者の状況は25歳から34歳までは約84万人で30.3%、35歳から44歳までは72万人で19.6%となっている。「非正規雇用には、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しい、セーフティネットが不十分等の課題があります」とされているように、非正規社員は正規社員よりも給料は格段に低く、一生懸命働いても「生活保護」を受けている世帯よりも収入が低い「ワーキング・プア(働く貧困層)」と言われる人も出ている。2014年9月に国税庁が発表した「平成25年分 民間給与実態統計調査」⁶では、年収200万円以下の人は1000万人を超え、非正規社員の平均所得は168万円と発表された。男女別では、男性 225万円、女性 143万円である。女性で言えば、月収の平均は約12万円に過ぎない。その上、ここで再び厚生労働省のHPに登場を願うと「適用されている各種制度の割合は、正社員に比べて正社員以外は大きく下回っています」とされ、たとえば「健康保険」は正社員99.5%に対して正社員以外の人は52.8%、「厚生年金」は正社員99.5%に対して正社員以外の人は51.0%である。非正規社員の人は、ただでさえ少ない所得から国民健康保険料などを支払わなければならない。「皆保険制度にもかかわらず、経済的な制約のために、通院できない人がかなりの数存在する」⁷であり、経済的事情のために医療機関にかかることができ

ない人もいる。ところで、なぜこれほど多くの非正規労働者が増えたのか。その原因は長年にわたり自民政権下でなされてきた、「労働法制の規制緩和」である。アジア・太平洋戦争後の日本では「企業の直接雇用」が原則とされていたが、1985年の「労働者派遣法」の成立以降、労働者を直接雇用すべきという「規制」が次々と緩和されてきた。企業は利益のため、正社員でなく派遣社員や非正規社員を採用するようになった。こうした規制緩和の結果、厚生労働省のHPでも指摘されているように、非正規社員の割合が増加した。安倍内閣の下でも引き続き「労働」分野での規制緩和が目指されている。2015年3月13日には、非正規社員が正社員になる道を閉ざす可能性が指摘されている「労働者派遣法改正案」が閣議決定された。4月3日には、いわゆる「残業代ゼロ法」と言われる「労働基準法改正案」が閣議決定された。第3次安倍自公政権のもと、ますます「非正規社員」が増加し、「サービス残業」「過労死」が増えかねない政治が進められようとしている。

なお、「貧困」という問題からは、「生活保護」についても言及する。『東京新聞』2015年1月15日付の1面、大見出しは「暮らし押さえ 防衛重視 攻撃型兵器 続々と購入」「生活保護・介護では痛み」であった。非正規労働者はいつでも解雇される不安定な状態に置かれていることは、リーマンショック後の、いわゆる「派遣切り」で明らかになった。非正規社員は雇用保険に加入できないことも少なくないため、無職になった元非正規社員の最後のセーフティーネットとして「生活保護」制度は機能した。そのことも一因となり、リーマンショック後には生活保護受給者は急増した。しかし、そうした生活保護受給者に対して安倍自公政権は、2013年1月29日、生活保護基準を3年間で最大10%削減するとの閣議決定を行なった。この決定により、3年間で680億円の予算が削減され、生活保護受給者の9割が削減される。生活保護費の削減で影響を受けるのはとりわけ母子家庭である。高齢や疾病、失業などのために自力で生活できない人に対し、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する施策を進めることは憲法的に国家機関の役割とされている（憲法25条）。ところが安倍自公政権はこうした役割を果たさない政治を進めている。

【3】「積極的平和主義」？

第2次安倍政権後、安倍首相は「積極的平和主義」を掲げてさまざまな軍事政策を進めている。「平和」を積極的に進めるというのであれば、賛成する人も少なくないかもしれない。ただ、安倍首相のいう「積極的平和主義」とはどのような内容を有しているのか、確認する必要がある。

この原稿だが、私は国連の人権理事会で書いている。2015年4月20日から24日まで、国連・人権理事会の作業部会の第3会議で「平和への権利 (Right to Peace)」草案作成の作業が行なわれている。その審議の内容などに関しては『インタージュリスト』184号以降で紹介されるので

そちらを参照して頂きたいが、ASEAN 諸国やアフリカ諸国の多くは「平和への権利」に賛成しているのに対し、アメリカ、イギリス、オーストラリア、EU、カナダ、韓国などは「平和への権利」を認めることに否定的であった。なぜアメリカやEUなどが「平和へ権利」の国際法典化に反対するのか。今までさまざまな国際法上の権利が認められたために訴訟などで大変な状況になっており、これ以上の権利を認めたくないという事情も指摘されているが、その他にも理由がある。2013年6月16日、日本平和学会でEUの軍事化について報告を担当した、ドイツ軍事化情報協会のアンドレアス・ザイフェルト氏に私はそのことを質問した。彼の答えは明確だった。「司法的解決ができるのか等との形式的・技術的なことを言うが、それはうわべだけのことであって、本音は新しい戦争を止めるような動きを壊したいのだ。『平和への権利』が規範化されることで、彼らが好きな時に軍事的手段を含めた介入をする自由が狭められてしまうので、彼らの武力行使の可能性、余地を残しておきたいのだ」と。国連憲章では「武力不行使の原則」が基本原則とされているが（国連憲章2条4項）、現実の国際政治の中では「武力不行使の原則」は守られておらず、国際法上は一般的に違法と考えられている武力行使がなされてきた。最近でもアフガン戦争やイラク戦争などの例が挙げられよう。とりわけ「平和への権利」の国際法典化のきっかけとなったのは「イラク戦争」であり、「平和への権利」のようなものがあれば、アメリカによる国際法違反、非人道的な侵略戦争を止められたのではないかと考えたスペインの団体の発意によるものであった。先に簡単に紹介したように、国連の人権理事会の作業部会で「平和への権利」の採択をめぐる各国の意見の対立があるが、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」との憲法前文からすれば、そして「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」という「平和的生存権」と同じような内容を持つのが「平和への権利」であることを考えると、日本政府は「平和への権利」の国際法典化に向け積極的役割を果たすべきであろう。ところが今まで日本政府は「平和への権利」の国際法典化に反対の立場をとってきた。これが安倍自民党の「積極的平和主義」の実像である。むしろ、安倍自民党は「積極的平和主義」の名目で、海外での武力行使、軍事的関与を強める政策を積極的に進めている。憲法9条1項では「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とされており、海外での武力行使は憲法で禁止されているが、こうした憲法の制約を逸脱する法律が安倍自公政権では肅々と進められている。海外での武力行使に関しては、自衛隊を海外に派兵するために「国際平和支援法」なる法律の制定と、「周辺事態法」

の改正が目指されている。今までは憲法との関係で禁止されているとの立場を歴代日本政府がとってきた「任務遂行のための武器使用」を可能にするため、自衛隊法や周辺事態法、PKO協力法等の改正が目指されている。アメリカなどの外国軍との軍事的一体化のため、「日米ガイドライン」の再改定や、「武力攻撃事態法」「自衛隊法」の改正も目指されている。その他にも、いままではODA(政府開発援助)では軍事支援は禁止されているというのが歴代の政府の立場であったが、2015年2月10日、安倍自公政権の下で閣議決定された「開発協力大綱」で、ODAの軍事化がすすめられた。2014年4月、「武器輸出三原則」が廃止され、「防衛装備移転三原則」が閣議決定された。国際紛争を日本が助長することを避けるために海外への武器の輸出を控えるというのが「武器輸出三原則」だが、安倍自公政権のもとではこうした制約が撤廃され、第5世代の戦闘機であるF35の部品製造すら認められている。

【4】 おわりに

「国民の生命と安全を守る」。安倍首相は戦争関連法案の重要性を訴える際、こうした発言を繰り返している。しかし、安倍自公政権は本当に「国民の生命と安全を守る」政治をしてきたのか。「子どもの貧困率」を改善するような政治を進めているわけでもない。非正規社員の固定化や労働時間の長期化をもたらす「労働法制」の整備を進めようとしている。安倍自公政権の下、3年連続で軍事費が増加している一方、老齢、疾病、失業などで自立できない状況に置かれた人にとっての最後のセーフティーネットである「生活保護」費を削減した。軍事に関しても、安倍自公政権のもとでは驚くべき事態が生じている。辺野古にアメリカ海兵隊の新しい基地を建設すること反対して抗議する市民に対し、海上保安官は暴力行為を繰り返している。海上保安官による市民への暴力行為、「法の支配」の遵守を宣言する国家ではありえない、野蛮な行為と言わざるを得ないが、海上保安官による暴力行為を生みだしている原因が安倍政権の政治である。平時でもこうした暴力行為を生みだす政治を行なっている政権が、まして戦争などになった際に国民を守るだろうか？ 安倍自民党は「国民の生命と安全を守る」などと述べて、海外での武力行使が可能になる戦争関連法の整備を進めようとしているが、自衛隊が海外で武力行使をするようになれば、自衛隊員が殺される可能性が出る。そうなれば、自衛隊とその家族などの「生命と安全」が危険な状態になる。自衛隊員が海外での戦闘で人を殺すようになれば、日本、あるいは海外にいる日本人がテロの標的になる。残念なことに、すでに日本もアメリカに協力する国とみられつつある。こうした安倍自公政権の政治をみれば、「国民の生命と安全を守る」などという、安倍政権の言い分は「看板に偽りあり」と言わざるを得ないだろう。憲法的な視点からいえば、個人の権利・自由を保障する政治を行なっていない。そして、基本的人権の尊重が内閣や国会などの役割であり、憲法に従って政治を行なうべきという「立憲主義」は、安倍自公政権のもとでは

実施されていない。このことを、私たちは主権者として認識し、選挙などでの判断材料にする必要がある。

- 1 山野良一『子どもに貧困を押し付ける国・日本』(光文社新書、2014年)11頁。
- 2 山野良一『子どもに貧困を押し付ける国・日本』(光文社新書、2014年)150頁。
- 3 山野良一『子どもに貧困を押し付ける国・日本』(光文社新書、2014年)148頁。
- 4 大山典宏『生活保護vs子どもの貧困』(PHP新書、2013年)147頁。
- 5 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046231.html> 参照 (2015年4月5日段階)
- 6 <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan2013/pdf/001.pdf> 参照 (2015年4月5日段階)
- 7 山野良一『子どもに貧困を押し付ける国・日本』(光文社)

立憲フォーラムと法律家6団体との 安全保障法制に関する意見交換会

弁護士 大熊 政一

改憲問題対策法律家6団体連絡会（構成団体：社会文化法律センター、青年法律家協会、弁護士学者合同部会、日本国際法律家協会、日本反核法律家協会、自由法曹団、日本民主法律家協会）が、立憲主義を守る立場で活動している超党派の国会議員グループである立憲フォーラムに開催を呼びかけた“安全保障法制に関する意見交換会”が、去る2015年3月18日（金）午後1時～午後2時、衆議院第2議員会館で行われた。

当日は予算委員会開催中であるにもかかわらず、比較的多数の立憲フォーラム所属議員—本人出席5名（江田五月、近藤昭一、阿部知子、江崎孝、鈴木克昌の各議員）、議員秘書ないし政党事務局の出席6ないし7名—の出席を得て、宮里邦雄弁護士（社会文化法律センター代表理事）の開会挨拶の後、以下のとおり4名の報告者の報告を受けて若干の意見交換を行い、南典男弁護士（日本民主法律家協会）の開会挨拶で終わった。限られた時間ではあったが、それぞれ要領よくポイントにしぼった報告がなされ、今後のさらなる取組みにつながる有益な議論が出来た。

- ①「憲法9条の下で許容される自衛の措置」について・・・福田護（弁護士、社会文化法律センター）
- ②武器等の防護（自衛隊法の改正）と国際の平和と安全のための支援活動について・・・小沢隆一（東京慈恵会医科大学、日本民主法律家協会）
- ③周辺事態法とPKO法をめぐって・・・田中隆（弁護士、自由法曹団）
- ④武力攻撃に至らない侵害への対処（グレーゾーン対応）について・・・清水雅彦（日本体育大学、日本民主法律家協会）

報告後の意見交換では、出席議員から、公明党に対するはたらきかけや懇談の申し入れは考えたのかとの質問が出されたほか、江田五月議員からは「集団的自衛権は国家主権の拡張概念であるのに対し、集団安全保障は国家主権の縮小概念である。この集団的自衛権の行使をしないというのが、日本国憲法の旗印であった。日本を取り巻く安全保障環境が変わったというが、ここへ来て日本国憲法の旗印を捨てるというのは、将来にとって残念である」との発言があった。

阿部議員からの、「わが国が行うべき国際平和のための活動を打ち出すことが必要であり、最大限平和的な手段によることが望ましく、日本はこちらの方に徹すべきである」との発言もあった。また法案の細かい点についての議論も重要であるが、国際貢献のあり方はどうあるべきかという大きな問題を取り上げる視点も重要であるとの指摘が複数の議員からなされた。

会議終了後、辻元議員の秘書と阿部議員から、(1) マスコミ対策として、論説委員向けの同様の懇談会を設定してほしい、(2) 維新に対してアクセスを強めてほしいとの要望が出された。立憲フォーラムからは、3月18日の懇談会に引続き、第2弾の懇談会を開催してほしいとの要望も出された。法律家6団体はこれを受けて、マスコミや各政党へのはたらきかけを行い、これらの懇談会はいずれも日程が決まり、実現のはこびとなっている。

この後法律家6団体は、3月20日(金)に安全保障法整備に向けた自民、公明2党による与党合意(共同文書)が発表されたのをふまえて、3月27日(金)に、“与党合意に抗議し、閣議決定の撤回と、安全保障法整備の即時中止を求める法律家6団体の共同声明”(本誌32ページ)を発表し、与党合意の問題点を法律家の立場から具体的に指摘するとともに、「法律家は戦争立法を許さない」との決意をあらためて表明した。

以上

与党合意に抗議し、閣議決定の撤回と、安全保障法整備の即時中止を求める法律家6団体の共同声明

1 はじめに

自民、公明両党は、今年20日、昨年7月1日の閣議決定に基づく新たな安全保障法整備の具体的な方向性について合意し、共同文書を発表した。今後政府は、この方向性に即して作業を加速化し、必要な法案を本年5月半ばには国会に提出できるようにさらに準備を進めていくとしている。

そもそも、昨年7月1日の閣議決定は、集団的自衛権の行使は憲法上許されないとする歴代政府の憲法解釈を一内閣の独断で変更し、集団的自衛権の行使を含む自衛隊の海外での武力行使を容認し、日本を戦争のできる国に転換するものであり、許される条文解釈の限界を超え、憲法第9条そのものを否定する内容である。同時に、憲法第96条の改憲手続きによらず、閣議決定とその後の立法により、憲法9条の実質的な改憲を行おうとすることは、立憲主義と国民主権の原理にも反し違憲無効である。

今回、発表された与党の共同文書は、この違憲の閣議決定に基づいて、安全保障法制の具体的な方向性を明らかにしたものであり、米国以外の他国軍隊の武器等防護のための武器使用まで許容する点など、昨年の閣議決定すらも踏み越える内容となっている。ここに示された法制の中身は、憲法第9条平和主義に違反するとともに、憲法第96条立憲主義の原理にも違反するものであり、違憲無効を免れない。

私たち法律家6団体は、与党合意に強く抗議するとともに、政府に対しては、違憲無効の閣議決定を直ちに撤回し、現在進めている安全保障法制定作業を即時中止することを求めるものである。

2 共同文書「安全保障法整備の具体的な方向性について」の問題点

(1) 憲法第9条の下で許容される自衛の措置—集団的自衛権行使関連

与党合意(共同文書)の問題点の第1は、自衛隊法、武力攻撃事態法等を改正し、わが国に対する武力攻撃が発生していなくても、わが国と密接な関係にある他国に武力攻撃が発生した場合(新事態)に、自衛隊による武力行使を認め、集団的自衛権の行使を可能とする点である。

集団的自衛権の行使は、憲法9条の下で許されない国権の発動たる戦争、武力による威嚇又

は武力の行使にあたり違憲である。そのことは、戦後約60年の長きにわたり、政府が堅持してきた解釈でもある。また、新3要件は、法律要件として著しく不明確であり、何らの歯止めにもならない。現に、安倍首相は、ホルムズ海峡が封鎖され石油の輸入が滞れば、存立事態に該当する余地があると、経済的理由による集団的自衛権の発動の可能性も否定していない。さらに、存立事態にあたるかどうかを判断するのは、国家安全保障局、国家安全保障会議 (NSC)、最終的には首相判断であり、秘密保護法により、国会も国民も事実の検証がなんらできないままに、わが国が他国と戦争状態に入る現実的な危険が加わる。

(2) 他国軍隊に対する支援活動—周辺事態法改正関連

並びに国際社会の平和と安全への一層の貢献—PKO法改正関連等

与党合意 (共同文書) の問題点の第2は、日本の平和と安全、日米安保条約の効果的運用、国際社会の平和と安全への貢献などの名のもとに、自衛隊の海外派兵 (派遣) を恒常的に解禁し、且つ、武器使用を含む自衛隊の活動権限と範囲を飛躍的に拡大し、米軍及び米軍以外の他国軍隊との一体的な共同軍事行動を可能にする点にある。

従来の自衛隊の海外派遣法制は、PKO法、周辺事態法、テロ特措法、イラク特措法などがあるが、憲法9条の制約のもとで、時限的にも (特措法)、地域的にも (わが国の周辺地域、将来にわたって戦闘が発生しない非戦闘地域、後方地域など)、活動権限内容においても (正当防衛と武器等防護のためにのみ武器使用が許される、他国の武力行使と一体とみなされる活動を認めない、停戦後の治安維持活動は許されないなど) 限定されてきた。

しかしながら、与党合意は、これらの憲法9条による制約をすべてはずすことを目的としている。

ア) すなわち、わが国の平和と安全に資する活動を行う他国軍に対する支援活動—周辺事態法改正関連では、①自衛隊派兵 (派遣) の要件を、わが国の平和及び安全に重要な影響を与える事態という漠然不明確で運用次第でいくらでも広がる要件に変え、②地域的にはわが国周辺地域に限定せず、無限定に地球上のどこでも派兵できるとし、③支援対象を米軍以外の他国の軍隊にまで広げ、④「後方地域」ではなく、「現に戦闘行為を行っている現場ではない場所」で、⑤弾薬の供給、輸送活動、空中空輸等々の軍事行動を支援活動として認める方向性である。これは、日本の安全にかかわる問題として、国連決議ないし要請は不要とされ、国会承認についても事前承認は「原則」であり、例外の余地を残している。

戦闘地域の後方で給油活動など行う支援は、武力行使と一体の活動以外なものでもなく、憲法9条の禁止する「武力の行使」そのものである。支援活動中の自衛隊自体が、相手 (国) の攻撃対象にさらされるほか、戦闘現場で展開中の米軍ないし米軍以外の他国軍隊が、

相手（国）から攻撃されれば、その場でなし崩し的に集団的自衛権の行使（戦闘状態に突入）となる危険性が極めて大きい。

イ）さらに、国際社会の平和と安全への一層の貢献分野～新法（恒久化法）PKO法改正関連では、新法（海外派兵恒久化法）においては、前記の周辺事態法改正と同旨の規定が盛り込まれることが予想され、また、PKO法を大幅に改変し、国連の決議に基づくものや、関連する国連決議がある場合のみならず、国連決議がない場合でも、要請があれば、米軍及びその他の国の軍隊の一員として紛争終結後の治安掃討作戦（治安維持活動）にも加わることが任務に加え、且つ、任務遂行のための武器使用を解禁する内容となっている。PKO活動にこれらの任務及び武器使用が認められれば、いわゆる平時が一転して有事に転換しかねない危険が増大することとなる。切れ目のない自衛隊の武力行使と集団的自衛権の法的根拠を与えるものにほかならない。

(3) 武力攻撃に至らない侵害への対処（自衛隊法改正関連）

与党合意（共同文書）の問題点の第3は、本来、警察権の管轄領域であるグレーゾーン事態に、自衛隊が堂々と武器をもって出動することを認め、さらに自衛隊及び米軍等の武器等防護の名の下に武器の使用＝武力行使を認める内容となっている。すなわち、与党合意は、わが国の防衛に資する活動に現に従事する米軍部隊の武器等の防護を自衛隊法95条の趣旨を踏まえつつ認めるとし、さらに米軍以外の他国軍の武器等防護についても検討するとしている。憲法9条の下、武器等防護のための武器使用については、職務上武器等の警護にあたる自衛官に限り認められるなど厳しく限定されてきたが、平時であるグレーゾーン事態に武器を持った自衛隊が出動することを認めれば、グレーゾーン事態が一転して国際紛争の火種を大きく燃え上がらせる事態に発展し、有事にもつながりかねない危険を飛躍的に増大させることは、PKO法改正の問題と同質である。

(4) 与党合意に基づく安保法制が国民の命と平和な暮らしを守るか

与党合意（共同文書）は、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くため、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備するとしている。

ここでいう切れ目のない対応とは、前述したとおり、憲法9条を実質的に改憲して、その足かせをはずし、自衛隊を平時有事を問わず、いつでもどこにでも切れ目なく派兵（派遣）し、米軍および米軍以外の他国軍隊と一体となって、あらゆる「脅威」に対して、戦争・武力による威嚇、武力の行使ができる体制の法整備を指す。これは、1990年年の湾岸危機、翌年の湾岸戦争

以来、一貫してアメリカが日本に要求してきた「血を流す」軍事的国際貢献であり、2013年10月3日の日米安全保障協議委員会（「2+2」）の共同発表「より力強い同盟とより大きな責任の共有に向けて」や、昨年10月8日に発表されたガイドライン再改定の中間報告で「切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な共同の対応」「平時から緊急事態までのいかなる段階においても、切れ目のない形で、日本の安全が損なわれることを防ぐための措置をとる」とされていることの忠実な実践にほかならない。

しかし、平時からの自衛隊の早期投入と武器使用が可能となれば、一発の銃声や砲弾により、直ちに反撃となり戦闘行動が開始されることにもなりかねない。与党合意の内容は、国際社会への貢献を名目とする出動やグレーゾーン事態の出動など、平時における自衛隊の出動により、相手（国）との武力衝突の危険性を増大させると同時に、それが、切れ目のない対応により、容易に武力行使、戦争へと拡大し、米国および同盟国軍との共同軍事作戦の下、なし崩し的に集団的自衛権の行使につなげることを可能とする仕組みの整備といえる。政府与党の主張する「切れ目のない対応」が、国民の命と平和な暮らしを守るものではなく、逆に、戦闘行為による自衛隊員等の死亡や国民がテロの標的になるなどの危険を増大させるものであることは明らかである。

3 軍事力・軍事同盟の強化によって安全は守られない

～憲法9条こそが安全保障の要

日本国憲法は、軍国主義とファシズムにより310万人を超える自国民と2000万人を超えるアジア諸国民の命を奪ったアジア太平洋戦争の痛切な反省のもと、戦争と武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄し、戦力を持たず、交戦権も認めないとする世界に例のない徹底した平和主義を基本原理とする。これにより戦後約70年にわたり、日本人が戦争で人を殺し殺されることなく、平和国家として世界中の国々から信頼を得、それが日本の平和と繁栄の礎となってきた。戦争は、これまでも「自衛のため」「正義のため」「テロとの闘い」などの口実により開始されてきた。いかなる名目であっても戦争はしないと憲法9条の神髄がここにある。憲法の掲げる平和主義こそがこれまでの日本の安全保障の要であり、これからもそうである。

軍事力と軍事同盟による力の安全保障構想は完全に破綻している。海外では「軍隊に守られるのは危険」「軍隊そのものが危険」というのが常識である。共通の敵を想定する軍事同盟・集団的自衛権型安全保障は、果てしない軍拡の応酬と疑心暗鬼と相互不信、摩擦と対立を生み、紛争を決して解決することはない。敵を作るのではなく、国同士、国民同士の信頼関係を強化し、お互いの安全保障を図る、軍事力・軍事同盟による力の平和ではなく、世界の

紛争の火種を除去するために、「専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去する」ために、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を」確立するために、積極的に非暴力・非軍事の外交と国際貢献を行う、それこそが、日本国憲法の定める積極的平和主義であり、21世紀の安全保障のあるべき姿であることを、私たちは疑わない。

4 結語

私たち法律家6団体（構成員延べ7000名）は、第2次安倍政権による日本版NSC設置法、秘密保護法の制定、集団的自衛権行使容認等の閣議決定等々、憲法を無視し、国民の批判も国会をも蔑ろにする反民主主義、反立憲主義的手法により急ピッチで整備されてきた9条の実質改憲の動きに対し、日本弁護士連合会とも協力して、一貫して反対し警鐘を鳴らしてきた。今回も、政府に対し、改めて、違憲無効の閣議決定を直ちに撤回し、現在進めている安全保障法制定作業を即時中止することを強く求めるものである。

以上

2015年3月27日

社会文化法律センター	代表理事	宮里 邦雄
自由法曹団	団長	荒井 新二
青年法律家協会弁護士学者合同部会	議長	原 和良
日本国際法律家協会	会長	大熊 政一
日本反核法律家協会	会長	佐々木 猛也
日本民主法律家協会	理事長	森 英樹

事務局長就任のあいさつ

国際法律家協会事務局長 長谷川 弥生

2015年1月より事務局長に就任いたしました、弁護士の長谷川弥生と申します。

東京都北区王子にある東京北法律事務所に所属しています。弁護士5年目です。私は大学卒業後には金融機関に就職し社会に出て、女性差別を肌身で感じたことが弁護士を目指すきっかけとなりました。

国際法律家協会には、弁護士になってすぐに、同じ事務所に所属していた青木護弁護士に誘われて入会させていただいたものの、日々の業務に追われてなかなか何もできずにいました。

フィリピン人移民の事件を受任したことがきっかけで、移民問題に関心を持つようになり、2013年11月にフィリピンで開催されたNUPL(フィリピン民主法律家協会)の総会に参加しました。外国の法律家との交流は初めてでしたが、JALISAのメンバーであるということで、すぐに打ち解けることができました。2014年にはベルギーで開かれたIADL(国際民主法律家協会)の会議にも参加しました。英語も含めていろいろ勉強しなければならないことは多いですが、これからも国際交流を深めていきたいと思っています。

国際法律家協会の会員の皆様は錚々たる方ばかりで、私に役目が果たせるか大変心配ですが、先生方のお力をお借りして、より魅力的な団体になるよう、努力いたします。

どうぞ宜しくお願いいたします。



2015年

- 1月 7(水) 日本国際法律家協会・第1回理事会
22(木) COLAP-6準備会
- 2月 6(金) 日本国際法律家協会・第2回理事会
20(金) COLAP-6準備会
- 3月 16(月) 平和への権利・国会議員／団体要請
19(木) 平和への権利・院内集会
- 4月 3(金) 日本国際法律家協会・第3回理事会
11(土) 平和への権利実行委員会
14(火) 平和への権利実行委員会
16(木) COLAP-6準備会
20～24 平和への権利・国連人権理事会作業部会(ジュネーブ)

今後の予定

- 5月 14(木) 平和の権利実行委員会
29(金) 日本国際法律家協会・第4回理事会
- 6月 6(土) 13時～平和への権利(東京)報告集会(青山学院大学・総研ビル8階10会議室)
15時～フィリピン移民問題研究会(青山学院大学・総研ビル8階10会議室)
25～29 COLAP-6(カトマンズ)→中止
- 7月 26(日) 平和への権利(名古屋)報告集会
未定 平和への権利(大阪)報告集会

編集後記

国連での平和への権利の議論や、COLAP-6での法律家の会議など、重要な会議が目白押しです。(COLAP-6は、4月25日のネパール大地震のために残念ながら、延期開催ということになりました。)国内的にも連休明けには様々な戦争関連法案の国会提出が予定されるなか、平和に関する議論は、現実問題としてより緊急性を増してくることでしょう。

これからも有益な情報を提供し、みなさまからご意見をいただけるような紙面にしていきたいと考えています。JALISAの中に本誌の編集委員会を発足させました。次号からますます充実した内容にしていく予定ですので、どうぞご期待ください。

*ネパール地震の被災者へのカンパへのご協力もお願いします。